

令和元年度

第1回守谷市文化会館運営審議会

日時：令和元年6月28日（金）
午後2時00分～午後3時30分
場所：文化会館 会議室

会議次第

- 1 開 会
- 2 市長あいさつ
- 3 委嘱状の交付
- 4 議 題
 - (1) 会長・副会長選出について
 - (2) 報告事項
 - 第1号 平成30年度事業報告について
 - 第2号 守谷市文化会館運営審議会規則の一部改正について
 - (3) 協議事項
 - 第1号 令和元年度事業内容について
 - 第2号 令和2年度事業計画（案）について
 - (4) その他
- 5 閉 会

守谷市文化会館（隣保館）の事業概要

守谷市文化会館（隣保館）は、「地域社会の全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行う」事を目的に昭和60年4月1日に開館いたしました。

主な事業としては、生活相談事業、職業相談事業、人権啓発活動、地域交流促進事業があります。

生活相談事業は、生活相談員による地域への訪問による生活相談を実施、職業相談事業は、年6回（偶数月の第3水曜日）、ハローワーク常総の職業指導官による職業相談を行っています。

また、人権啓発活動としては、人権週間街頭啓発、人権啓発研修会を開催し、地域交流促進事業としては、各種講座事業の開催、サークル活動の支援等を行っています。

それらの事業を行うことにより、地域住民との交流を深め、差別のない心豊かな明るく住みよい地域づくりを進めています。

その他、窓口業務として、戸籍謄本・抄本、住民票謄本・抄本、印鑑証明書等の発行、テニスコートの使用料の収納・使用許可書の発行をしています。

なお、上記窓口業務の取り扱いは、年末年始を除く毎週月曜日から金曜日の平日午前8時30分から午後5時15分までです。

（春の文化会館の風景）



4 議題

(1) 会長・副会長の選出について

守谷市文化会館審議会規則第6条の規定に基づき，選出する。

会 長 1名 _____

副会長 1名 _____

守谷市文化会館運営審議会規則抜粋

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は，委員の互選とする。

3 会長は，会務を総括する。

4 副会長は，会長を補佐し，会長に事故があるときは，その職務を代行する。

(2) 報告事項

第1号 平成30年度事業報告について

守谷市文化会館（隣保館）は、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の開かれたコミュニティーセンターとして事業を行い、地域住民との交流を図り相互理解を深め、「人権を尊重し差別のない明るく住みよい社会づくり」を目指し各種の事業を行った。

1. 相談事業

1) 生活相談	生活相談員2名	171日	141件
2) 職業相談	偶数月の第3水曜日	6回	2人

2. 人権啓発及び広報活動事業

1) 館利用者への啓発

講座受講生、来館者等へ人権啓発用品の配布

2) 人権啓発ビデオ活用（全52本）貸出16本

※そのほかに各種講座事業（4講座）

3) 守谷市人権教育講演会への参加（主催：守谷市/守谷市教育委員会）

参加日：8月3日（金）会場：守谷市中央公民館

文化会館関係者からの参加人数：15人（運営審議会委員，定期使用団体会員，生活相談員，職員及び管理人）

4) 人権啓発研修会の開催

開催日：12月1日（土）会場：守谷市文化会館 会議室

講師：茨城県人権教育派遣講師 鈴木 宏治 氏

演題：「インターネット時代における人権」

参加人数：62人（運営審議会委員，定期使用団体会員，人権擁護委員，教育関係者，職員及び管理人）

※市教育委員会と共催で「茨城県人権教育講師派遣事業（県教育委員会）」を活用し，市の費用負担無しで講演会を実施。

5) 人権週間街頭啓発（主催：守谷市/守谷市教育委員会）

12月6日（木）文化会館から1名が参加し，守谷テラス店頭にて啓発用品の配布

6) 人権週間に併せ小・中学生の人権メッセージと習字の館内展示

主催：守谷市・人権教育研究部 展示場所：市役所

→文化会館→各学校

展示期間：12月11日（火）～17日（月）

作品数：小学校9校，3～6年生各学年1点，36点

中学校4校，各学年1点，12点

3. 地域交流促進事業

1) 文化会館まつり事業

サークルの意向調査を5月～6月に行い、7月30日に文化会館まつり検討会を開催し、中止を決定した。

2) 各種講座事業

(別紙資料1参照)

(1) 書道講座…毎月第1・第3木曜日

(平成30年7月～11月, 全9回)

参加者 19名

(2) 健康講座…毎月第2・第4金曜日

(平成30年7月～9月, 全5回)

参加者 19名

※予定では7～12月全9回だが講師負傷により9月で中止

(3) 編み物体験講座…毎月第2・第4水曜日

(平成30年7月～10月, 全8回)

参加者 7名

(4) 料理講座…毎月第3水曜日

(平成30年7月～H31年2月, 全8回)

参加者 10名

(5) 尺八講座…毎月第1月曜日

(平成30年8月～H31年3月, 全12回)

参加者 8名

※備品購入

地域交流促進事業(補助金)を活用し、電気ポッド2台購入
22,464円

3) 休日等開館事業

休日等の開館日数 113日

4. 維持管理事業

主な事業

利用する市民へ快適なサービスを提供するため、館内の定期清掃や警備委託、消防設備など保守点検委託を行った。

また、本年は老朽化した施設(屋根付き車庫)の修繕工事を実施した。
(事業費 797,958円)

屋根付き車庫
(自転車等および公用車用)



5. 文化会館運営審議会の開催

第1回開催 平成30年 6月18日(月)

議題

- (1) 副会長の選出について
- (2) 報告事項
第1号 平成29年度事業報告について
- (3) 協議事項
第1号 平成30年度事業内容について
第2号 平成31年度事業計画(案)について
- (4) その他

6. 他市町村との連絡調整組織

茨城県隣保館連絡協議会

4市2町（結城市，古河市，守谷市，常総市，五霞町，境町）の隣保館，人権推進課（室）で構成され，隣保館事業の推進，連絡調整，職員の資質向上に関する事業を行う。

平成30年度役員

会 長	五霞町	五霞ふれあいセンター センター長
副会長	境 町	人権・協働ハーモニー課 課長兼伏木文化センター長
副会長	結城市	山川文化会館 館長
監 事	常総市	きぬふれあいセンター 館長
監 事	古河市	古河市隣保館 館長
理 事	守谷市	守谷市文化会館 館長
理 事	結城市	人権推進課 課長
理 事	古河市	市民協働課 課長
理 事	五霞町	総務課 人権推進室 室長
理 事	常総市	人権推進課 課長
理 事	守谷市	市民協働推進課 人権推進室 室長

※役員任期は1年（輪番制）

主な活動

期日	事業内容	会場 (出席状況等)
4月	茨城県隣協第34回定期総会	五霞町 (守谷市2名出席)
	全隣協東日本ブロック第4回理事会及び第39回通常総会 第5回スキルアップ研修会	千葉県成田市 (会長出席)
5月	第24回東日本ブロック会女性職員研修会第1回推進委員会	結城市 (守谷市2名出席)
	第48回全隣協通常総会	東京都中央区 (会長出席)
	全隣協関係省要請行動(厚生労働省・財務省ほか)	東京都千代田区 (会長出席)
	全隣協・茨城県隣協要請行動	茨城県庁 (会長, 副会長実施)
6月	第1回東日本ブロック女性代表者会議	東京都港区 (会長出席)
	東日本ブロック会第1回理事会及び職員研修実行委員会	
	第1回茨城県隣協役員会	境町 (守谷市2名出席)
9月	第2回東日本ブロック会女性代表者会議	結城市 (会長, 副会長外1名出席)
	第24回全隣協(東日本ブロック)女性職員研修会	結城市 (守谷市2名出席)
	第2回茨城県隣協役員会	結城市 (守谷市2名出席)
10月	第55回全国隣保館職員東日本ブロック研修会	千葉県成田市 (守谷市1名出席)
	東日本ブロック第2回理事会及び第2回職員研修実行委員会	千葉県成田市 (会長出席)
	茨城県隣協先進地視察研修	栃木県佐野市 (守谷市2名出席)
2月	東日本ブロック会第3回理事会及び第3回職員研修実行委員会	東京港区 (会長出席)
	第3回東日本ブロック会女性代表者会議	
	第37回全隣協ブロック別学習会	
3月	第3回茨城県隣協役員会	古河市 (守谷市2名出席)

※会長職(五霞町)は, 全隣協東日本ブロック会の理事に当たり出席

7. その他事業

1) 窓口業務

(1) 貸館業務

- ・定期使用サークル及び団体名簿（別紙資料2参照）
- ・定期使用許可書交付数（団体）（定期使用は月2回） 40団体
- ・随時使用許可書交付数（変更・取り消し申請含む） 694件
- 貸館（定期・随時）使用人数 延べ 26,153人

(2) 住民票/戸籍/印鑑証明等の発行 1,374枚 1,063人

(3) テニスコート等の料金徴収及び許可書の発行 1,524枚（626人）

(4) 図書の利用 蔵書数1,579冊 貸出冊数 352冊 利用人数 204人

(5) 印刷機の利用（自治会及び子ども会等の利用） 35,333枚（148人）

(6) コピーサービス 918枚 140人

(7) EM菌販売 74袋 22人

(8) いばらき高齢者優待制度シニアカード配布受付事務 10人

(9) いばらき子育て家庭優待制度いばらきキッズクラブカード配布受付事務 2人

2) 消防訓練・防災教育の実施

6月18日（月）消防訓練 職員及び管理人対象 5人

12月17日（月）消防訓練 職員及び管理人対象 5人

3) 普通救命講習会（自動体外式除細動器＝AED含む）に参加

平成31年3月6日（水）守谷消防署内（館定期使用団体から希望者募集）
参加者13人

4) 環境美化活動

市民との協働作業の一環として、館の利用者に美化活動を呼びかけ、館使用サークル会員等と協働でグリーンカーテン作りや敷地内の清掃、草取り、草花の植栽を行った。（19サークル 128人）

※館窓口利用者数（普通救命 AED 講習会, 職業相談事業, 生活相談事業を除く）

上記利用者の計 29,112人

5) 県への補助金申請業務

1) 運営事業

平成30年

4月国(厚生労働省)に事業協議書提出

6月平成30年度茨城県隣保館運営費等事業費補助金申請書の提出

10月平成30年度茨城県隣保館運営費等事業費補助金の交付決定通知(県)

平成31年

3月平成30年度茨城県隣保館運営費等事業費補助金実績報告の提出

令和元年

5月平成30年度茨城県隣保館運営費等事業費補助金交付確定通知(県)

(交付確定額7,951千円)

5月補助金7,951千円の入金(令和元年5月16日領収)

8. 文化会館予算に関する決算等の状況について

- ・平成30年度隣保館運営費等事業費関係歳入歳出決算書抄本（別紙3）
- ・平成30年度隣保館運営費等事業費補助金精算書（別紙4）

※平成30年度茨城県隣保館運営費等補助金実績報告資料の抜粋

第2号 守谷市文化会館運営審議会規則の一部改正について

改正内容

審議会委員の構成員及び人数の見直しを行った。

(第3条第1項の一部)

・構成については、市関係職員と学識経験者の一部(市議会議員)を除いた。

・定数については、15人以内から10人以内に改正した。

施行日は平成31年4月1日

守谷市文化会館運営審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月13日

守谷市長

松丸修久

守谷市規則第10号

守谷市文化会館運営審議会規則の一部を改正する規則

守谷市文化会館運営審議会規則(昭和60年守谷町規則第10号)の一部を次のように改正する。

第3条中「15人以内」を「10人以内」に、「委嘱し、又は任命する」を「委嘱する」に改め、第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

守谷市文化会館運営審議会規則 新旧対照表

改 正	現 行
(組織) 第3条 審議会は、委員 <u>10人以内</u> をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。 (削除) (1) 教育関係者代表 (2) 市社会福祉協議会代表 (3) 地域住民の代表 (4) 学識経験者	(組織) 第3条 審議会は、委員 <u>15人以内</u> をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。 (1) <u>市関係職員</u> (2) 教育関係者代表 (3) 市社会福祉協議会代表 (4) 地域住民の代表 (5) 学識経験者

(3) 協議事項

第1号 令和元年度事業内容について

1. 相談事業

- 1) 生活相談 生活相談員2名で地域における各種訪問相談を行う。
- 2) 職業相談 地域の雇用促進と職業の安定を図るため、常総公共職業安定所指導官が当館で年6回(偶数月の第3水曜日)、就業に関する求人情報提供、職業に関する相談等を行う。

2. 人権啓発及び広報活動事業

- 1) 館利用者への啓発
講座受講生、来館者等へ人権啓発用品の配布
- 2) 人権啓発ビデオ活用(全52本) 一般貸出や各種講座事業で活用
- 3) 守谷市人権教育講演会への参加(主催:守谷市/守谷市教育委員会)
時 期: 8月予定
会 場: 守谷市中央公民館
対象者: 運営審議会委員, 定期使用団体会員, 生活相談員, 職員
- 4) 人権啓発研修会の開催
開催日: 12月7日(土) 予定
会 場: 守谷市文化会館 会議室
対象者: 運営審議会委員, 定期使用団体会員, 人権擁護委員,
教育関係者, 職員及び管理人
講 師: 未定
※市教育委員会と共催で「茨城県人権教育講師派遣事業(県教育委員会)」を活用し, 市の費用負担無しで講演会を計画
- 5) 人権週間街頭啓発(主催:守谷市/守谷市教育委員会)
12月上旬に文化会館からも職員が参加し, 啓発用品の配布を行う。
- 6) 小・中学生の人権メッセージと習字の館内展示
(主催:守谷市/人権教育研究会)
展示期間: 12月予定(人権週間に併せ巡回展示)
作品数は, 市内小学校9校, 3~6年生各学年1点, 市内中学校4校,
各学年1点程度

3. 地域交流促進事業

1) 各種講座事業

(別紙資料5参照)

- (1) 書道講座…原則 毎月第1・第3木曜日
(7月～12月, 全10回) 募集16名
- (2) 料理講座…原則 毎月第4水曜日
(7月～2月, 全8回) 募集12名
- (3) アクセサリー講座…原則 毎月第2・第4金曜日
(8月～1月, 全10回) 募集16名
- (4) 尺八講座…原則 毎月第1・第2月曜日
(8月～12月, 全10回) 募集8名

2) 休日等開館事業

休日等の開館日数 120日予定

※休日(祝日の第3月曜と年末年始を除く)に貸館業務を実施。

3) 文化会館まつり事業

(別紙資料6参照)

サークルの意向調査により中止

※平成31年1月～2月全定期サークルに意向調査実施し、別紙のとおり中止とする。

4. 備品購入(予算額)

- ・炊飯器(一升炊き) 1台 (36,000円)
 - ・畳用椅子 14脚 (144,000円)
- ※地域交流事業の補助金を活用して講座用備品を購入

5. 維持管理事業

主な事業

利用する市民へ快適なサービスを提供するため、館内の定期清掃や警備委託、消防設備など保守点検委託を行う。

(令和元年度予算額4,660千円)

6. 文化会館運営審議会を開催（年1回）

第1回開催 6月28日（金）

議題

- (1) 会長・副会長の選出について
- (2) 報告事項
第1号平成30年度事業報告について
第2号守谷市文化会館運営審議会規則の一部改正について
- (3) 協議事項
第1号令和元年度事業内容について
第2号令和2年度事業計画（案）について
- (4) その他

※第2回開催は、運営上特に必要と認める事項があった場合開催し審議する。

7. 他市町村との連絡調整組織

茨城県隣保館連絡協議会

4市2町（結城市，古河市，守谷市，常総市，五霞町，境町）の隣保館，人権推進課（室）で構成され，隣保館事業の推進，連絡調整，職員の資質向上に関する事業を行う。

令和元年度役員

会長	境町	境町伏木文化センター長
副会長	結城市	山川文化会館 館長
副会長	古河市	古河市隣保館 館長
監事	五霞町	五霞ふれあいセンター センター長
監事	守谷市	守谷市文化会館 館長
理事	常総市	きぬふれあいセンター 課長兼館長
理事	結城市	人権推進課 課長
理事	常総市	人権推進課 課長
理事	古河市	市民協働課 課長
理事	守谷市	市民協働推進課 人権推進室 室長
理事	五霞町	総務課 人権推進室 室長
理事	境町	人権・協働ハーモニー課 課長

主な活動

期日	事業内容	会場 (出席予定)
4月	茨城県隣協第35回定期総会	境町 (守谷市2名出席)
	東日本ブロック第4回理事会及び第40回通常総会 第6回スキルアップ研修会	東京都墨田区 (会長外出席)
5月	第49回全隣協通常総会	東京都中央区 (会長出席)
	全隣協関係省要請行動(厚生労働省・財務省ほか)	東京都千代田区 (会長出席)
6月	第1回東日本ブロック女性代表者会議	東京都港区 (会長・女性代表出席)
	東日本ブロック会第1回理事会及び研修実行委員会	
	全隣協・茨城県隣協要請行動	茨城県庁 (会長・副会長実施)
	第1回茨城県隣協役員会	結城市 (守谷市2名出席予定)
9月	第2回東日本ブロック会女性代表者会議	千葉県野田市 (会長・女性代表出席予定)
	第25回全隣協(東日本ブロック)女性職員研修会	
	茨城県隣協先進地視察研修	(未定) (守谷市2名出席予定)
	第2回茨城県隣協役員会	古河市 (守谷市2名出席予定)
11月	東日本ブロック第2回理事会及び研修実行委員会	新潟県新発田市 (会長外出席予定) (守谷市1名出席予定)
	第56回全国隣保館職員東日本ブロック会研修会	
2月	東日本ブロック会第3回理事会及び研修実行委員会	東京港区 (会長出席予定)
	第3回東日本ブロック会女性代表者会議	
	第38回全隣協ブロック別学習会	
3月	第3回茨城県隣協役員会	守谷市 (守谷市2名出席予定)

※会長職(境町)は全国隣保館協議会東日本ブロック会の理事職に当たり出席

8. その他の事業

1) 窓口業務

(1) 貸館業務

- ・定期使用許可書交付業務

定期使用団体 39 団体（許可回数は、月 2 回を限度）

- ・随時使用許可書交付業務

(2) 諸証明等の発行業務（住民票/戸籍/印鑑証明等の発行）

(3) テニスコート及び野球場の使用料徴収及び許可書の発行

(4) 図書の貸出

(5) 印刷機の使用及びコピーサービス

(6) EM菌販売（「障がい者福祉センターひこうせん」からの委任業務）

(7) いばらき高齢者優待制度シニアカード配布受付事務（県から市への委任業務）

(8) いばらき子育て家庭優待制度いばらきキッズクラブカード配布受付事務 （県から市への委任業務）

2) 消防訓練・防災教育の実施

第 1 回目

日 時： 6 月 1 7 日（月） 内容：消防訓練

参加者： 職員及び管理人対象

第 2 回目

日 時： 1 2 月 1 6 日（月） 予定 内容：消防訓練及び防災教育

参加者：定期使用団体から希望者を募り実施

3) 普通救命講習会（自動体外式除細動器＝A E D含む）への参加予定

令和 2 年 2 月 守谷消防署主催

参加者：定期使用団体等から希望者を取りまとめ、守谷消防署へ団体申込み。

4) 環境美化運動の実施（4 月～3 月随時）

本年も市民との協働作業の一環として、館の利用者に美化活動を呼び掛け、館使用サークル会員等と協働でグリーンカーテン作りや敷地内の清掃、草取り、草花の植栽等を行い、活動の定着を図る。

5) 県への補助金申請業務

運営事業

令和元年

6 月令和元年度茨城県隣保館運営費等事業費補助金申請

令和 2 年

3 月令和元年度茨城県隣保館運営費等事業費補助金実績報告

第2号 令和2年度事業計画（案）について

1. 相談事業

- 1) 生活相談 生活相談員2名で地域における各種訪問相談を行う。
- 2) 職業相談 常総公共職業安定所指導官が当館で年6回（偶数月の第3水曜日）、就業に関する求人情報提供、職業に関する相談等を行う。

2. 人権啓発及び広報活動事業

- 1) 館利用者への啓発
- 2) 人権啓発ビデオの一般貸出や各種講座事業での活用
- 3) 守谷市人権教育講演会への参加 8月予定（主催：守谷市/守谷市教育委員会）
- 4) 人権啓発研修会の開催 11月28日（土）予定
- 5) 人権週間街頭啓発への参加予定（主催：守谷市/守谷市教育委員会）
- 6) 小・中学生の人権メッセージと習字の館内展示 12月予定

3. 地域交流促進事業

- 1) 各種講座事業
平成30年度、令和元年度実績を基に5講座程度を計画（別紙資料7参照）
※参考資料：平成30年度講座アンケート集計結果（別紙資料7-1参照）
- 2) 休日等開館事業
休日等の開館日数 116日（見込み）

4. 維持管理事業

利用者が安全で快適に部屋を使用できるように、設備等の業務委託を適正に行う。

（経常的主な保守点検業務等）

警備委託業務、自動ドア保守点検委託業務、施設管理委託業務、
植栽管理委託業務、消防設備点検委託業務、清掃委託業務

5. 文化会館運営審議会を開催（年1回）

第1回開催 6月下旬予定

※第2回目の開催は、運営上特に必要と認める事項があった場合開催し審議する。

6. 他市町村との連絡調整組織

茨城県隣保館連絡協議会

令和2年度役員 守谷市文化会館長が副会長（輪番制）

7. その他の事業

1) 窓口業務

(1) 貸館業務

(2) 諸証明等の発行業務（住民票/戸籍/印鑑証明等の発行）

(3) テニスコート及び野球場の使用料徴収及び許可書の発行

(4) 図書の出借

(5) 印刷機の使用及びコピーサービス

(6) EM菌販売

(7) いばらき高齢者優待制度シニアカード配布受付事務

(8) いばらき子育て家庭優待制度いばらきキッズクラブカード配布受付事務

2) 消防訓練・防災教育の実施

3) 普通救命講習会（自動体外式除細動器＝AED含む）への参加取りまとめ（予定）

4) 環境美化活動を館利用者と協働で実施（4月～3月随時）

5) 県への補助金申請業務

運営事業

・隣保館運営費等事業費補助金申請（6月）及び実績報告（3月）

(4) その他